旅館・レンタルルーム規制条例の改正骨子

簡易宿所などが市内に建築等される際、許可権限は保健所であるため、市では開業情報などをつかむことが困難となっています。 また、周辺住民の方が不安を抱えている場合や、詳細を知りたいという要望がある場合でも、市には情報もなく権限もないため事業者に接したり 指導したりすることができず、地域の実情に配慮した運営を求めることがでない状況にあります。

住民の懸念や不安の解消のため、説明会の開催などを事業者に求めることで、近隣住民の方の不安を少しでも解消できることを目的とし、 条例を改正します。 ⇒武蔵野市旅館業者の責務等に関する条例 (仮称)



- ・開業情報を把握でき、事業者と直接コンタクトできるようになります。
- ・市は事前協議、標識の掲出等、説明会の開催等、指導及び勧告を行うことができるようになります。



- ①地域住民の方は、直接事業者から話を聞いたり、要望を述べたり することで、地域コミュニティの環境を守ることができます。
- ②市は、ゴミだしルールなどの市の要望を事業者に伝えることができます。市の方針を伝え協力をお願いすることもできます。
- ③事業者は、周辺住民の方の理解を得る機会ができ、今後の地域とのトラブル防止になります。

改正条例の主な内容

- ◆旅館業に該当する簡易宿所営業などについて、旅館業者に以下の努力義務の新設及び規定の改正をします。
 - ①市長との協議・・・・・新築、増築、改築及び移転、修繕及び模様替並びに用途の変更(建築物の用途を変更して旅館業の施設の用途に供する 建築物にするもの)、及び営業に関する事項について、事前の協議を必要とする。
 - ②標識の掲出等・・・・・対象施設の周辺の住民等に対し、計画の周知を図るため、公衆の見やすい場所に標識の掲出等をする。
 - ③説明会の開催等・・・建築等又は営業にあたり、周辺の住民等との紛争が生じないよう住民等に対し、説明会の開催等をおこなう。
 - ④指導及び勧告・・・・・条例の規定を遵守しないとき、市長は遵守するよう必要な指導及び勧告をすることができる。
- ◆風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正により、レンタルルーム営業が同法の適用を受けることになったことに伴い当該営業を 営む者を適用対象から除きました。
- ◆事業者に市が関与できる仕組みをつくることで、住民と事業者との双方にメリットがあるものにします。
- ◆施行期日は、平成31年4月1日から施行します。